

事務専科講習会

【 本編 】

被扶養者の手続き・再認定について

令和元年 11月25日

東京都情報サービス産業健康保険組合

目 次

1. 被扶養者制度の目的	・・・	2	3-3. 情報連携による添付書類の省略	・・・	14～15
2. 被扶養者とは			4. 被扶養者再認定について	・・・	16～18
2-1. 法律上の定義	・・・	2～3	5. 国内居住要件の概要について	・・・	19～20
2-2. 被扶養者の収入基準	・・・	4～5			
2-3. 収入の具体例	・・・	6			
2-4. 夫婦共同扶養	・・・	7			
3. 事務手続き					
3-1. 提出書類	・・・	8			
扶養の認定日・削除日について	・・・	9			
3-2. 添付書類(代表的なもの)	・・・	10～13			

別冊 【扶養認定Q & A・資料編】

1. 被扶養者制度の目的

【健康保険法第1条】

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

被扶養者の疾病や傷病は被保険者への経済的、精神的な負担となり、結果、労働力を減退させる上に、生活状態に悪影響を及ぼすことにつながるため、被扶養者へ対しても被保険者と同様に給付を行い、もって組合員の生活の安定と福祉の向上を達成することを目的としている。

2. 被扶養者とは

健康保険法第3条7項の各号
(3親等内の親族)

2-1 法律上の定義

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ② 被保険者の3親等内の親族で①に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ④ 上記③の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

新要件の追加

上記条件を満たす方の中で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの

※国内居住要件(令和2年4月1日施行)・・・詳細は19・20ページにて

生計を維持するとは

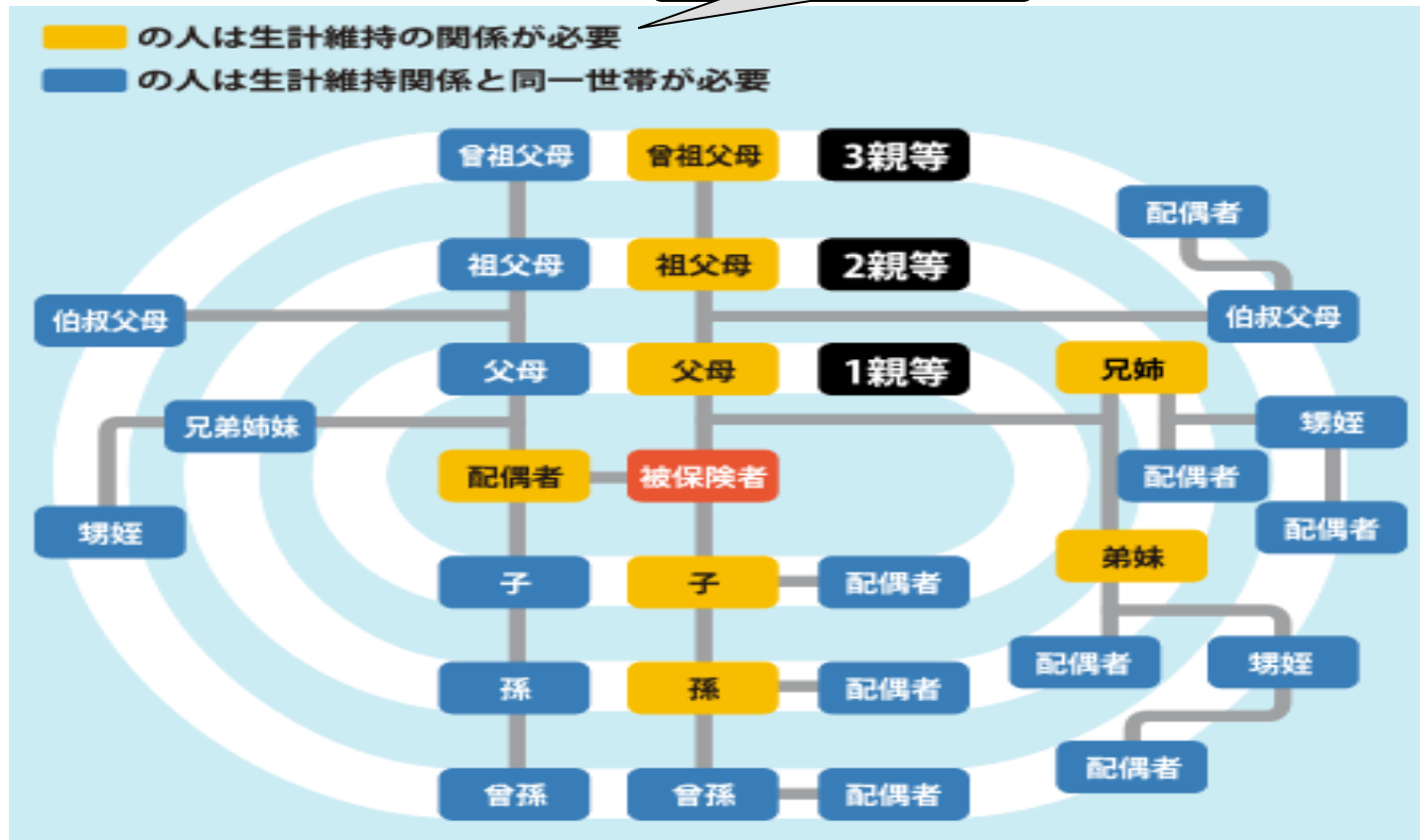
『生計を維持する』とは、『被保険者の経済的な支えにより、その人の生活が成り立っている状態』をいう。これは、単に生活費を負担しているだけではなく、住居費や学費などの資金を負担していることも含み、また、必ずしも被保険者と同居していなくても良い。

被扶養者 = **被保険者が生計を維持している3親等内の親族**

その他、扶養事実の実態および社会通念上の妥当性を鑑み、健保組合にて総合的に判断をします

3親等内の親族図

同一世帯でなくても良い



同一の世帯とは？
被保険者と住居および家計を共同にしている状態をいう。

2-2 被扶養者の収入基準

(1) 扶養対象者が被保険者と同居の場合

- ①対象者の年間収入が**130万円未満**（対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は**180万円未満**）
- ②被保険者の年収の2分の1未満

(2) 扶養対象者が被保険者と別居の場合

- ①扶養対象者の年間収入が**130万円未満**（対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は**180万円未満**）
- ②扶養対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと ⇒ 送金証明書の提出が必要 【資料編 1ページ】

収入とは

被扶養者の収入とは、給与収入（パート・アルバイトなど）、公的年金（障害年金や遺族年金も含む）、雇用保険給付金、出産手当金、傷病手当金、家賃等の不動産収入など**すべての恒常的な収入**をいう。

退職金や不動産売却収入などの一時的な収入は含まない

年間収入とは

年間収入とは1月～12月までの合計金額ではなく、扶養申請以降の**将来へ向けた年間の収入**を意味する。よって、今まで無収入であった親族においてもパート・アルバイトを始めたことにより、被扶養者の基準を超える収入を得ているような場合には扶養認定ができない。

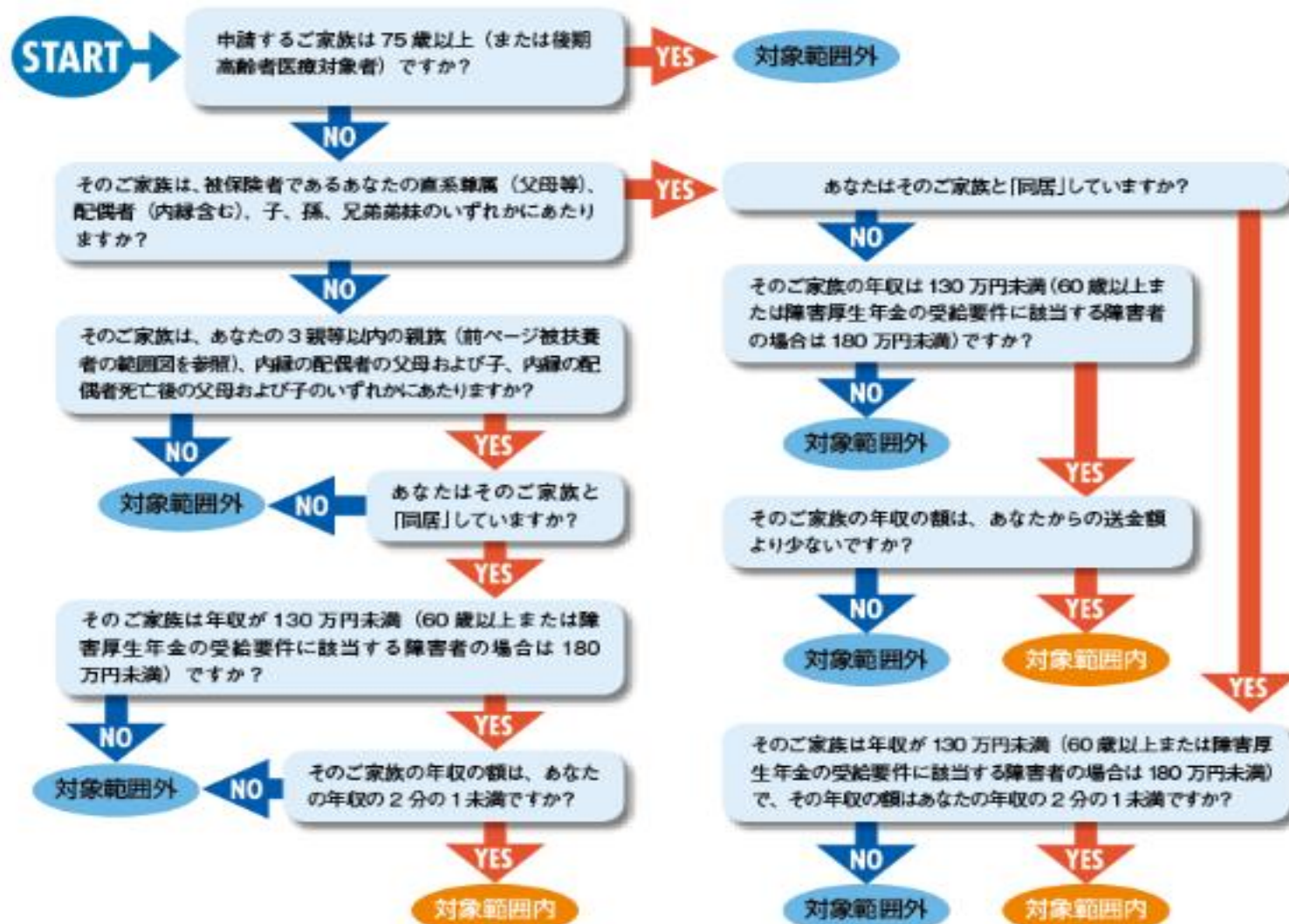
実際の届出審査では・・・

月の収入で判断しています。

年額130万円を月額に換算すると・・・1,300,000(円)÷12(ヶ月)≒108,333(円)

となるため、月単位の収入額が**108,333円**を超える方は収入基準オーバーとなります。

被扶養者認定チャート



※このチャートは収入基準に対する考え方の一例です。TJKではこれに加えて、被保険者への生活依存度、雇用条件、被保険者の扶養能力や扶養の継続性、居住の実態などを総合的に審査し、被扶養者の認定を行っています。

2-3 収入の具体例

(1) パート・アルバイト・年金

パート・アルバイトで得られる**税金等控除前の給与収入の月平均額**を算出する。交通費や賞与が支給される場合には、それらも加算する。また、年金は基本的に隔月で支給されるため、単月分の金額を計算する。複数の収入がある場合には、それら全てを合算し、対象者の収入とする。

(2) 自営業

自営業者の場合、年間で収入に変動が生じることがあるため、過去の実績から将来の収入見込みを行う。その際に基準となるのは収入金額ではなく、必要経費などを**除いた金額**で、**原則過去3年分の実績が必要**。また、委託契約や個人事業主などの被雇用者以外の人も同様の扱い。

【資料編 6ページ】

(3) 雇用保険失業給付

失業給付の考え方

雇用保険における失業給付は、「失業時における求職活動期間中の生活保障給付」なので、**失業給付の受給期間中は、原則、扶養認定できない**。(基本手当日額が※認定基準以下の場合には認定可能)

※認定基準:基本手当日額が3,611円以下(60歳以上は5,000円未満)

認定できる期間

【資料編 2ページ・9ページ】

失業給付は、受給までの間に一定の待機・制限期間が設けられており、その期間が3ヶ月を超える場合には受給までの期間を認定することが可能。ただし、会社都合などの離職理由により受給までの期間が短い場合には、受給終了してからの認定となる。

(例1) **自己都合による退職の場合** ⇨ 待機期間7日間+給付制限期間3ヶ月 ➡ **受給開始まで認定可能**

(例2) **会社都合や契約満了による退職の場合** ⇨ 待機期間7日間のみ ➡ **認定不可**

認定期限

受給開始日までの認定となり、保険証を発行した場合には『認定期限』を設定する。(届出控え、保険証に付箋を付けて通知)。『認定期限』が到来した際には、「被扶養者異動届」による削除が必要になる。

2-4. 夫婦共同扶養 【資料編 4ページ】

夫婦が共働きの場合、その子供の扶養者は父母どちらもなりえるため、健康保険では子供の人数に関わらず、原則、**収入の高い方を「主たる生計維持者」としている。**

収入比較の方法

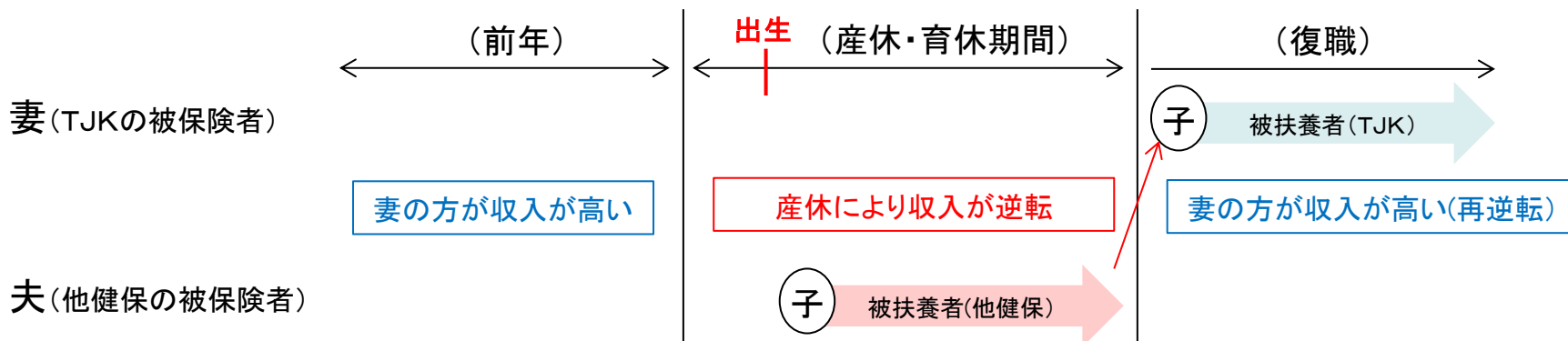
収入比較は、基本的には**前年1年間の収入**で行う。ただし、**例外あり**。

例外となる場合

- ・配偶者が退職している
- ・出産したため、産前産後休業、育児休業を取得しており、給与の支払がないなど、**一方に明らかな収入状況の変化がある場合には、現状の収入で比較する。**

雇用条件証明書などの事業主の証明等で確認します

(例) 収入の高かった妻(被保険者)が出産した場合



3. 事務手続き

3-1 提出書類

認定の場合

新たに採用した従業員に被扶養者がいるとき／結婚したとき／子供が生まれたとき
配偶者が退職等により収入がなくなったとき など

①「被扶養者(異動)届」 ※正副2枚必要

★ 令和元年12月2日より「届出意思を確認した旨」の
チェックボックスを新設 【資料編 7ページ】

+

②添付書類

届出事由、続柄などに応じて準備

10～13ページにて詳細を
説明いたします

(異動届)
ホームページから印刷

+

(添付書類)
状況に合わせて準備

削除の場合

- ・配偶者や子が就職等により、被扶養者でなくなったとき
- ・被扶養者が亡くなったとき
- ・被扶養者が75歳以上になったとき
- ・被扶養者が65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたとき など

①「被扶養者(異動)届」 ※正副2枚必要

+

②添付書類

- **健康保険証**
- **健康保険高齢受給者証**(70歳以上の場合のみ)

法令上の提出期限

被扶養者に異動があった日から、5日以内

被扶養者の認定日・削除日について

【認定日とは】

健康保険の資格を有する日

健康保険組合で扶養の事実確認が取れた日が認定日となるのが原則の考え方

(例) 婚姻に伴う被扶養者追加の場合・・・入籍日

退職による追加・・・退職日の翌日

本人の就職による追加(継続扶養)・・・入社(資格取得)日

【届出が遅れた場合】

添付書類の準備に時間を要したなどの理由で届出の提出が遅れた場合、扶養認定日を事実日

(入籍日等)ではなく、「事実確認のできる全ての書類が提出された日」とさせていただく場合があります。

【削除日とは】

健康保険の資格がなくなる日

削除日から保険証が使用できなくなる。

(例) 被扶養者が就職した場合・・・就職日

契約変更により収入が増えた(年間130万円を超える見込みができた)・・・契約変更日

3-2 添付書類(代表的なもの)

扶養関係を確認するために必要な情報は大きく、「収入確認」、「続柄確認」、「経済的な扶養状況確認」の3点

【添付書類一覧(概要版)】

確認事項	状況	妻	子	その他親族
収入確認	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ・パート・アルバイト等給与収入あり ⇒ 雇用条件証明書 ・年金収入あり ⇒ 年金振込通知書(写) ・自営業/個人事業主 ⇒ 確定申告書(写・直近3年分) 		<p>左記同様の書類</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全員必須 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者現況表 ・所得証明書もしくは学生証等(子・収入なし欄参照) ○同居のみ認定者の場合(養父母・叔父母・伯父母・甥・姪等) <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票 ○両親が健在で母(父)のみ扶養する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・父(母)の所得証明書
	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上無収入 ⇒ 所得証明書(収入額0円の場合) ・1年以内に退職している ⇒ 雇用保険の状況が判断できる書類※11ページ収入なし欄参照 ・入国直後の外国籍の方 ⇒ 在留カード(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生 ⇒ 学生証(写) ・専門学生 ⇒ 在学証明書 ・大学院生(過去収入なし) ⇒ 所得証明書 <p>※上記以外は左記と同様</p>	
続柄確認	各欄共通	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と名字が異なる場合、続柄記載の世帯全員の住民票もしくは戸籍謄本 		
経済的な扶養状況確認	別居 ⇒ 同居	<ul style="list-style-type: none"> ・同居日が確認できる世帯全員の住民票 		
	別居	<ul style="list-style-type: none"> 送金証明(直近3ヶ月分)+世帯全員の住民票 ※同居の親族に収入あり ⇒ 所得証明書 		
	配偶者の収入低下	<ul style="list-style-type: none"> ・収入低下が確認できる書類(雇用条件証明書・雇用契約書など) ・保険者の発行する資格喪失確認通知書 		

※上記一覧表は代表例を記載しているため、当てはまらない場合は追加書類をご提出いただく場合があります

※被保険者の取得と同時申請で、無職無収入の妻及び中学生以下の子で同居の場合、事業所による確認を前提に

添付書類を省略しています。

POINT!

事業所で必ず確認してください!!

- 被保険者の資格取得に伴う申請で、**無職無収入**で同居の場合**添付書類省略可**(苗字が異なる場合は別途必要)
- 上記以外の場合は、**Aは必須**、**B・Cは該当する場合のみ必要**

A. 「収入確認」

収入あり

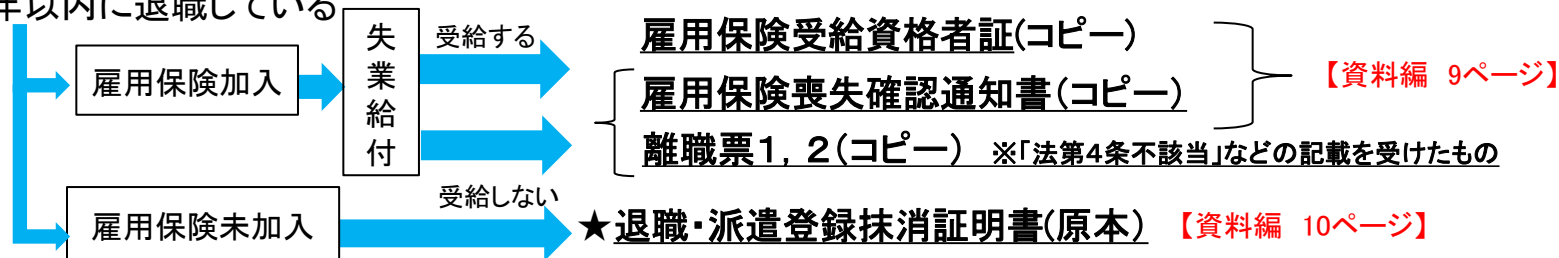
- ・パートアルバイト等の給与収入 ⇒ ★**雇用条件証明書(原本)** 【資料編 8ページ】
- ・年金収入がある ⇒ **年金振込み通知書(コピー)**
- ・自営業者(個人事業主など被雇用者以外) ⇒ **確定申告書(直近3年分のコピー)**

収入なし

- ・1年以上無収入 ⇒ **所得証明書(課税・非課税証明書)** ※★はTJKホームページよりダウンロード可能
※直近の所得証明書で「収入が0円」と記載されている場合

・1年以内に退職している

【資料編 2ページ】



日本に入国したばかりで所得証明書が発行されない

在留カード(コピー)

B. 「続柄確認」

苗字が異なる

住民票、戸籍謄本など、続柄が記載されている公的書類

C. 「経済的な扶養状況確認」

別居から同居になった

住民票(世帯全員) ※同居日を確認

別居

送金証明(直近3か月分) ※振込み明細、現金書留控えなど、公的機関から発行された3ヶ月分の実績
 (月1回の送金の場合)
 +
住民票(世帯全員) ※単身赴任による別居の場合は不要

同居の親族がいる

同居親族の所得証明書(課税・非課税証明書)など

POINT!

- 被保険者の資格取得に伴う申請で、**中学生以下**で**同居**の場合は**添付書類省略可**(苗字が異なる場合は別途必要)
- 上記以外の場合は、**Aは必須**、**B・Cは該当する場合のみ必要**

A. 「収入確認」

収入あり

- ・パートアルバイト等の給与収入 ⇒ **★雇用条件証明書(原本)**
- ・年金収入がある ⇒ **年金振込み通知書(コピー)** ※★はTJKホームページよりダウンロード可能
- ・自営業者(個人事業主など被雇用者以外) ⇒ **確定申告書(直近3年分のコピー)**

収入なし

- ・高校生～大学生 **学生証(コピー)**
- ・大学院生(過去収入なし) **所得証明書(課税・非課税証明書)**

※上記以外の場合は妻と同様の書類が必要

B. 「続柄確認」

苗字が異なる

住民票、戸籍謄本など、続柄が記載されている公的書類

C. 「経済的な扶養状況確認」

別居から同居になった

住民票(世帯全員) ※同居日を確認

別居

送金証明(直近3か月分) ※振込み明細、現金書留控えなど、公的機関から発行された3ヶ月分の実績
 +
住民票(世帯全員) ※単身赴任による別居の場合は不要



同居の親族がいる

同居親族の所得証明書(課税・非課税証明書)など

配偶者の収入低下による扶養異動

収入低下が確認できる書類 (雇用条件証明書、雇用契約書など)

離婚による扶養異動

住民票(世帯全員)

【資料編 6ページ】



- ・同居日が確認できない
- ・配偶者の健保から既に削除されている

- ➡ **戸籍謄本or戸籍抄本** (離婚日で認定) 追加が必要
- ➡ **前健保の資格証明書** (削除日で認定)

- 必ず添付するもの → ★被扶養者現況表 + 所得証明書(課税・非課税証明書) ※大学生以下の場合は、子と同様
- 養父母・叔父母・伯父母・甥・姪(同居要件)に必要なもの → 住民票(世帯全員)
- 両親が健在で、母(父)だけ扶養する場合 → 父(母)の所得証明書

A. 「収入確認」

収入あり

- ・パートアルバイト等の給与収入 ⇒ ★雇用条件証明書(原本)
- ・年金収入がある ⇒ 年金振込み通知書(コピー) ※★はTJKホームページよりダウンロード可能
- ・自営業者(個人事業主など被雇用者以外) ⇒ 確定申告書(直近3年分のコピー)

収入なし

- ・1年以上無収入 ⇒ 所得証明書(課税・非課税証明書)
※直近の所得証明書で「収入が0円」と記載されている場合
- ・1年以内に退職している
 - 雇用保険加入 → 失業給付 → (いずれかひとつ)
 - 雇用保険受給資格者証(コピー)
 - 雇用保険喪失確認通知書(コピー)
 - 雇用保険未加入 → 受給しない → ★退職・派遣登録抹消証明書(原本)

日本に入国したばかりで所得証明書が発行されない

在留カード(コピー)

B. 「続柄確認」

苗字が異なる

住民票、戸籍謄本など、続柄が記載されている公的書類

C. 「経済的な扶養状況確認」

別居から同居になった

住民票(世帯全員) ※同居日を確認

別居

- 送金証明(直近3か月分) ※振込み明細、現金書留控えなど、公的機関から発行された3ヶ月分の実績(月1回の送金の場合)
- 住民票(世帯全員) ※単身赴任による別居の場合は不要

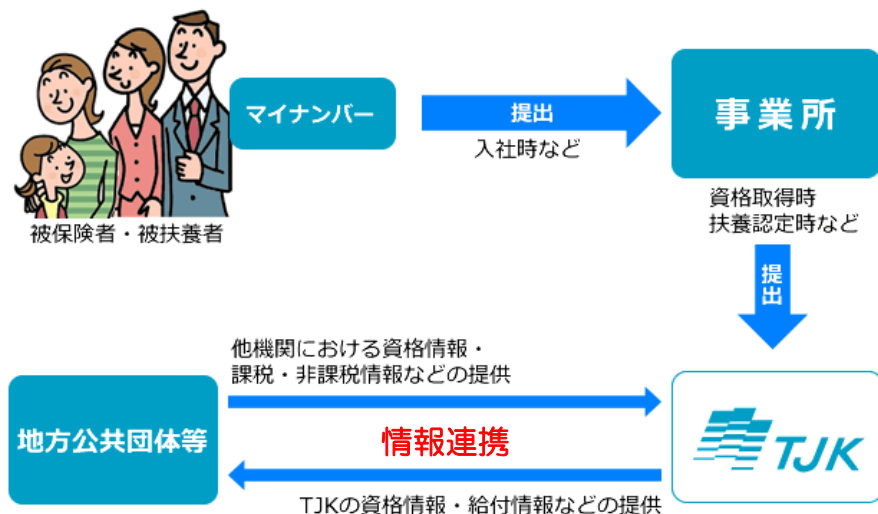
同居の親族がいる

同居親族の所得証明書(課税・非課税証明書)など

3-3 情報連携による添付書類の省略

届出の際に個人番号(マイナンバー)を同時にご提出いただくことで、添付書類の一部を省略することができます。

(1) 情報連携の仕組み



TJKからは…加入員の資格情報、給付情報等を政府管轄のサーバーを通じて情報連携ネットワークへ申請

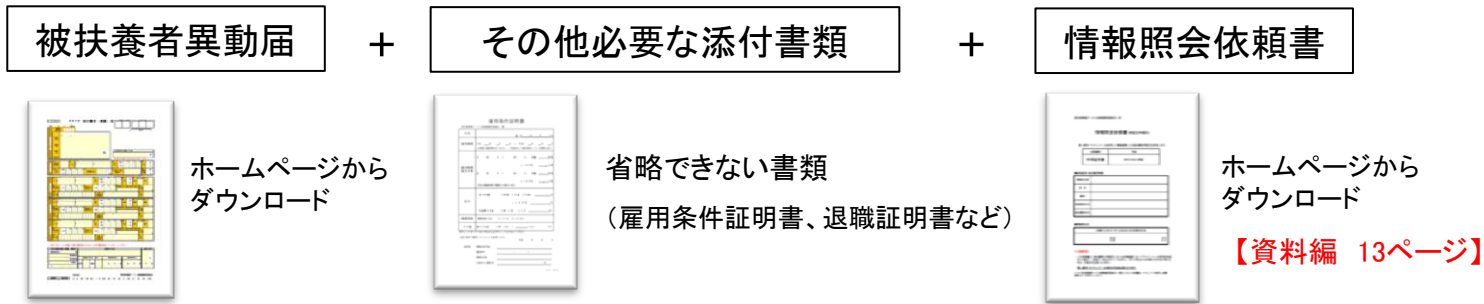
情報連携ネットワークからは…他団体(健保、共済、国保など)の資格情報、給付情報等を照会することで、TJKの扶養認定の際の添付書類省略に活用

(2) 省略できる添付書類

省略書類	用途	必要な情報
A 住民票	被保険者と被扶養者の苗字が異なるときの続柄確認	申請時点の住民票所在地
B 資格証明書	以前加入していた健康保険の資格喪失日等の確認	前健保の保険者(健保、国保、共済…)
C 所得証明書	前年の収入確認(1~5月までは前々年)	1月1日時点の住民票所在地
D 年金通知書	年金収入の金額確認	公的年金の種別(厚生、共済…)

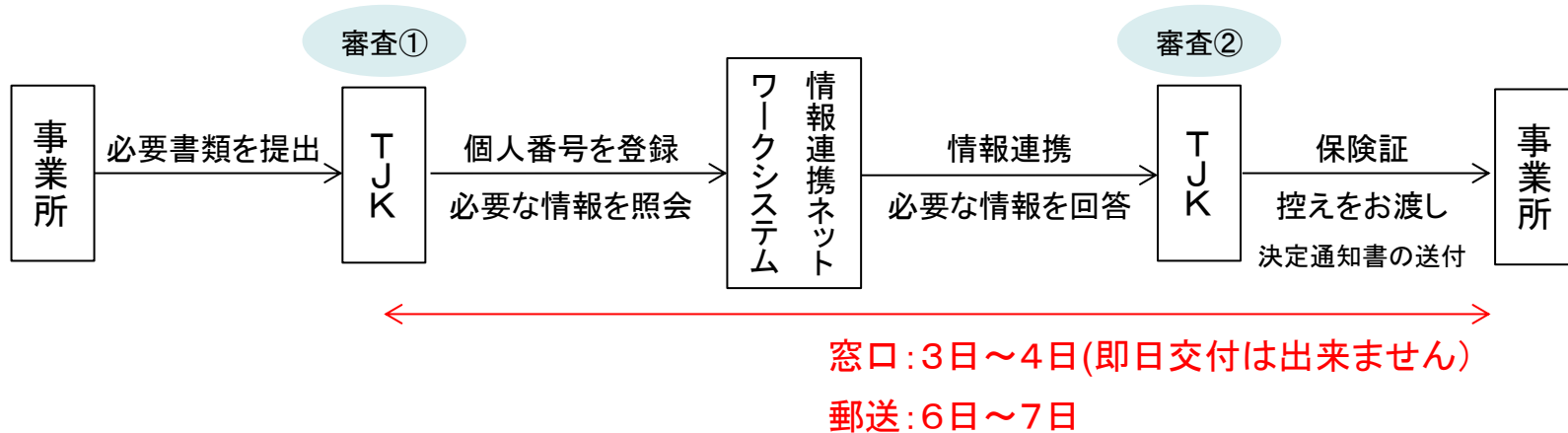
※D 年金通知書の運用は令和2年1月6日開始予定

(3) 必要な提出書類



※マイナンバーを異動届に記載していない場合には、「個人番号(マイナンバー)届」のご提出も必要です

(4) 情報連携から保険証お渡しまでの流れ



通常、窓口であればお届けいただいた即日に保険証と控えをお渡ししておりますが、情報連携を利用した添付書類の省略をご希望される場合には、ネットワークシステムへの登録・照会に時間を要するため、お渡しまでに3日~4日いただいております。

4. 被扶養者再認定について

健康保険法施行規則第50条に基づき、「被扶養者再認定(検認)」を今年度も実施いたします。

被扶養者再認定の目的

健康保険では、保険料を負担している本人(被保険者)だけでなく、保険料を負担していない家族(被扶養者)の分も給付しています。

「被扶養者再認定」は、被扶養者が認定基準を満たしていることを再確認するための重要な手続きであり、適正な保険給付を受けていただくために、現在、扶養となっている方が引き続きその資格があるかどうかを確認するものです。

本来、扶養に該当しない方を扶養継続してしまうことは、健保組合の財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げなど被保険者皆さまの負担増につながる可能性があります。

《今年度においても、マイナンバーを使用し収入確認をいたします》

皆様からご提出いただいたマイナンバー(個人番号)を用いて、事前に被扶養者の収入確認をさせていただきます。

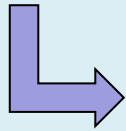
令和元年度 被扶養者再認定 対象者

①健保記号1～2586の事業所

令和元年度に満40～50歳(昭和44年4月2日～昭和55年4月1日生まれ)

かつ

認定日が平成30年1月1日以前

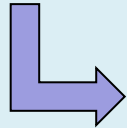


TJKで対象者の収入確認を行い、削除対象者(収入超過者)へのみ、通知を送付いたします。ただし、マイナンバーによる情報照会ができない対象者については、『被扶養者確認届』を事業所へ送付いたします。

『被扶養者確認届』とあわせて『平成31年度 所得証明書』の提出をお願いします。

②健保記号2587～2641のうち、協会けんぽ等から編入した事業所

「被扶養者全員」

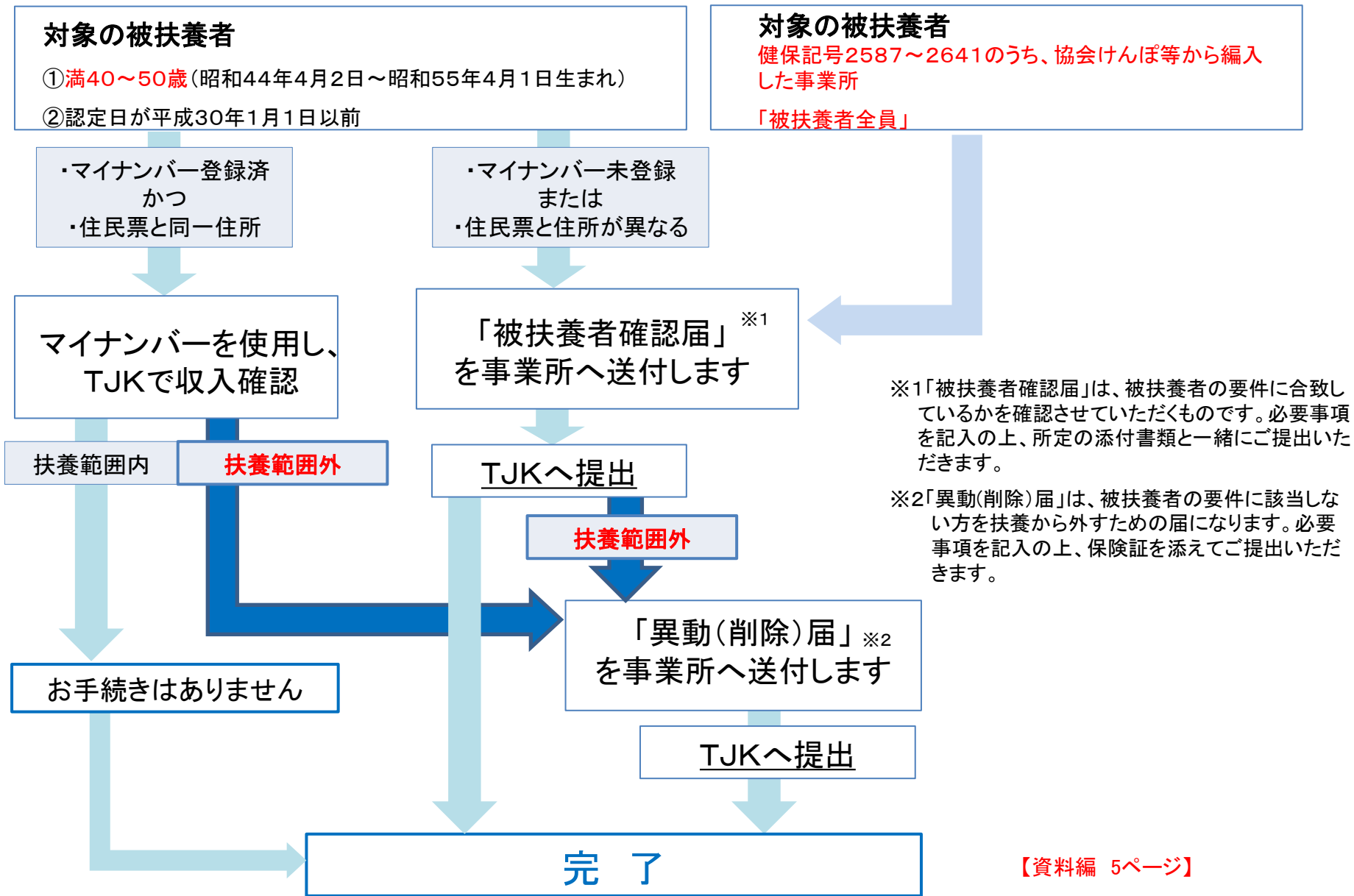


登録のある被扶養者全員分の『被扶養者確認届』を事業所へ送付しております。必要な添付書類を揃えていただき、ご提出ください。

※健保記号2642以降の事業所は今年度は対象外です(お手続きはありません)

TJKで所得確認ができる人	マイナンバーが登録されている
	登録住所とH31年1月1日の住民票所在地が同一
TJKで所得確認ができない人 (『確認届』の提出が必要な人)	マイナンバーが登録されていない(未提出・記入誤り・未発行・提出拒否等)
	登録住所とH31年1月1日の住民票所在地が異なる

被扶養者再認定の流れ



届※1※2の未提出により、再認定が完了しない場合、対象者の保険証は「無効」となり、ご使用いただけなくなります。

5. 国内居住要件の概要について

【 制度改正の背景及び概要について 】

平成31年4月より新たな在留資格として「特定技能」が始まり、外国人労働者の増加が見込まれるなどグローバル化の流れの中で、「海外居住被扶養者の健康保険給付」や「加入資格のない外国人の不正受給」等の課題に対応するため、被扶養者の居住地を日本国内に限定することとなりました。

(健康保険法第3条第7項の一部を改正、令和2年4月1日施行予定) ※例外規定・適用除外あり

【 改正後の条文(抜粋) 】

改正後	改正前
<p>この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、<u>日本国内に住所を有するもの</u>又は外国において留学をする学生その他の<u>日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの</u>として厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者である者その他<u>この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として、厚生労働省令で定める者は、この限りでない。</u></p>	<p>この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療制度の被保険者である者は、この限りでない。</p>
<p>今回の改正点(②・③は厚生労働省令で規定)</p> <ul style="list-style-type: none">① 要件に「日本国内に住所を有するもの」であることの追加② 日本国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」も要件を満たす③ 適用除外とする「特別な理由がある者」は、被扶養者の対象から除外する	

【 国内居住要件の例外者について 】

今回の省令施行により国内居住者以外は原則、被扶養者でなくなりますが、以下に該当する方は例外者として認定(もしくは資格継続)されることになります。

国内居住要件の例外となるもの(日本国内に生活の基礎があると認められるもの)
① 外国において留学をする学生
② 外国に赴任する被保険者に同行する者
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者
④ 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたもの
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもの

【 法施行に伴う経過措置について 】

今回の省令施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日(令和2年4月1日)時点で保険医療機関等に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させることとする。

※詳細については確認中のため、改めてTJKホームページ及びTJKNAVI等にてご案内予定です